

# 「台灣原住民族身分的當代議題」 研究工作坊報告

研究ワークショップ「台湾原住民の身分と現代的課題」開催報告  
Workshop on “Taiwanese Indigenous Identity and the Contemporary Issues”

文 | 松岡 格 (日本獨協大學國際教養學部教授) 譯者 | 編輯部

文責 | 松岡 格 (日本獨協大學國際教養學部教授) 訳者 | 編集部

2024年2月15日・16日、埼玉県川越市にて、研究ワークショップ「台湾原住民の身分と現代的課題」を開催した。

筆者は近年、近代国家による台湾原住民社会の可視化を研究課題としているが、現在は戦後台湾における状況の理解に力を入れている。今回のワークショップは、台湾で原住民身分をめぐる議論を巻き起こし、台湾原住民社会に衝撃を与えている「憲法解釈問題」について研究者間で学術的情報・意見を交換し、議論を行うことを目的として開催した。

## 憲法解釈の問題

ここで言う「憲法解釈問題」とは、具体的には台湾の憲法法院において2022年(民国111年)に判決が出された二つの案件、第4号判決(111年憲判字第4号)と第17号判決(111年憲判字第4号)によって生じた諸状況・意見・議論に関わるものを指す。このうち第4号判決は「原住民身分法」(以下では「身分法」と略記)の条文のうち親から子への身分継承、特に母から子への身分継承に関わる内容が問題になったのに対して、第17号判決は「台湾原住民族」の定義に関わる、より具体的には平埔族の

2024年2月15日至16日、在埼玉縣川越市舉辦了名為「台灣原住民族身分的當代議題」的研究工作坊。

筆者近年聚焦於研究近代國家對台灣原住民社會的可視化問題，目前專注於戰後台灣的狀況。此次工作坊旨在就台灣原住民法律身分的討論及對台灣原住民社會造成衝擊的「憲法解釋問題」進行學術信息和觀點的交流與討論。

## 憲法解釋問題

所謂的「憲法解釋問題」具體指的是2022年台灣憲法法院釋出的兩項判決—第4號判決和第17號判決所引發的各種狀況、意見和討論。其中，第4號判決關注於「原住民身分法」中親子身分繼承的問題，而第17號判決則涉及對「台灣原住民族」定義的爭議，特別是平埔族身分認定問題。儘管兩項判決的審理和判決情況有所不同，憲法法院對兩者均作出了違憲判決，認定現行法存在

身分認定に関わるものである。審理、判決をめぐる状況などはかなり異なるものの、憲法法院はいずれに対しても違憲判決を出し、現行法の問題を認め、行政・立法機関に法改正などの対応を求めた。これについて政府機関が対応に迫られると同時に、台湾原住民社会および関連の研究者のさまざまな意見・議論を呼ぶことになっている。本ワークショップの主な理解・議論の対象は主に第4号判決であるが、同じく「身分法」に関わる第17号判決も、言及・論究されることとなった。

## 初日の講演

初日(2月15日)はまずこの問題に関する全体的状況を把握・共有するため、台湾から招聘した林修澈氏、黄季平氏より、この問題に関する講演をいただいた。

林修澈氏(政治大学)は上記講演「大法官釋憲下の民族生存空間」(大法官の憲法解釈における民族生存空間)において、上記「憲法解釈問題」の具体的状況について解説、紹介した後、この2つの判決の背後に存在する学術的、また社会実践上の課題について明らかにした。

林修澈氏は、今回の判決文に記載、表現された原住民身分に関する憲法解釈には以下のような認識上の問題があることを指摘した。具体的には(1)「原住民族」の定義をめぐる問題、法律上の「原住民族」と一般社会における認識上の「原住民族」が異なっていること、(2)民族認定とはハードなものかソフトなものうちいずれを重視するのか、(3)「憲法」と「憲法精神」の関係をどのように考えるのか、(4)原住民アイデンティティと身分取得に関わる実益の問題をどのように考えるのか、(5)憲法解釈の主体と国民と考えるのか、あるいは大法官なのか、以上このような問題について判決や判決理由で十分に開示、説明されていないことが問題であることを指摘した。このような認識上の問題をかかえたままで事態が進んでいくことによって、今後台湾原住民社会や、身分取得、認定にさら



林修澈教授による講演の様子。(黄季平提供)

林修澈教授演説の状況。(黄季平提供)

問題、要求行政和立法機關進行相應的法律修正。這引發了政府機關的積極回應，同時也激發了台灣原住民社會和相關研究者之間的廣泛意見和討論。工作坊的主要討論焦點是第4號判決，但第17號判決有關身分法的問題也在討論中被提及。

## 第一天的演講

第一天(2月15日)，為了共享對這個問題的整體理解，來自台灣的林修澈教授和黄季平教授就相關問題進行了演講。

林修澈教授(政治大學)在他的講演「大法官釋憲下的民族生存空間」中，詳細介紹了有關「憲法解釋問題」的具體情況，並揭示了這兩項案件判決背後存在的學術和社会實踐問題。林教授指出，判決文中關於原住民身分的憲法解釋存在一些認識上的問題，包括「原住民族」定義的問題、民族認定的方式、憲法與憲法精神的關係、原住民身分與實益問題、以及憲法解釋的主體等。這些問題的存在可能會為台灣原住民社會和

なる問題を生じさせることが強く懸念される、ということである。その中でも林修澈氏が問題として感じているのが、こうした判決の背後には、民族集団を確定した上で民族のメンバー（個人）を認定することを当然視する考え方が控えているとみられることである。例えば17号判決では憲法や憲法増修条文が「原住民族」を明確に定義していないことを問題視しているが、そのような見解も上記の想定のもとで述べられているとみられる。そのような想定のもとでの民族認定は困難であり、原住民社会の実態をとらえていない、という意味で理論的にも出発点において問題を抱えている。

黄季平氏（政治大学）は上記講演「身分認定制度與民族生存的維護」（身分認定制度と民族存続の保護）にて、まず「身分法」の成立の経緯をふりかえることで同法の立法精神を確認し、身分認定のポイントが（1）家族・親族としての個人（原住民）のメンバーシップ認定、（2）身分としての原住民としての権利の承認と義務の遵守があることを確認した上で、「身分法」において原住民の姓名に関する条件（文化的条件）が設定されていることは、同法の身分法の立法精神に沿うものであり、違憲でないだけでなく、原住民族文化の存続に資するものである。もし客家のように身分認定を必要としない状況であれば話は別であるが、政府による認定を必要とする原住民身分の場合は一定の義務と責任が生じるものであり、原住民（民族社会の一員）になるためには一定の「誠意」が必要である、とした。

上記の2つの講演に対して、参加した研究者から多数の質問が寄せられ、林氏、黄氏が熱心に応答された。



林修澈氏・黄季平氏による講演に対する質疑応答の様子。（松岡格提供）  
對於林修澈先生與黃季平先生兩人講演的提問與回應的情況。（松岡格提供）

身分認定帶來進一步的問題。林教授特別關注的是判決背後似乎將民族集團確定後再認定個人成員作為理所當然的做法，這在理論上存在問題且難以捕捉實際情況。

黄季平教授（政治大學）在他的演講「身分認證制度與民族生存的維護」中首先回顧了「原住民身分法」（以下簡稱為身分法）的立法歷程，確認了該法立法精神，並指出身分認證的關鍵在於家庭與親屬關係中個人（原住民）的成員身分認證，以及身分認定後原住民所擁有的權利承認與義務遵守。他進一步指出，「身分法」中關於原住民姓名的文化條件設定，不僅符合立法精神，且有助於原住民族文化的存續，這不僅不違憲，還對保持原住民族文化非常重要。這兩場演講引發了與會研究人員的廣泛提問，林修澈教授和黄季平教授熱心回應了這些問題。

## 2日目の問題とコメント

二日目（16日）は、前日の憲法解釈についての解説や見解提示を受けて、落合研一氏、宮岡真央子氏、筆者（松岡格）から質問とコメントが出され、林修澈氏と黄季平氏がこれに答えた。

落合研一氏（北海道大学）によるコメントは、前日の見解を受けて、大法官による判決の傾向を法学的観点から指摘するものとなった。第4号判決については判決文が「自由権」と「社会権」を明確に区別し、原住民の身分取得が自由権に関わるものとみなし、これに対する制約を自由権侵害として強い違憲理由としていること、第17号判決においてもこの点を区別して論じており、「自由権」の保障については厳格審査するが、「社会権」の保障について緩やかに審査するという一般的傾向を踏襲し、確立された身分に伴う権利利益の内容については審理対象外としている。また、これらの判決においては確かに、原住民個人の身分取得だけでなく、集団としての権利に言及しており、また憲法法院は原住民族としての集団の存在を個人の身分認識の前提とみなしていることも確かであると思われる、とした。

宮岡真央子氏（福岡大学）からは質問6点とコメント1点が提出された。質問は（1）判決に記載された「原住民身分認同性」とはどういう意味なのか、例えば原住民の「身分認同性」なのか、あるいは原住民身分の「認同性」なのかによって意味が変わるのではないか、（2）原住民身分は「自然事実」なのか、特に血統上の関係があれば原住民身分が認定されるということになるのか、（3）「原住民身分認同性」の根拠は何なのか、個人と集団どちらに強く関わるのか、（4）個人の「原住民身分認同性」と所属集団との関係をどのように考えるべきなのか、（5）誰が原住民であるかどうか、を決めることができるのか、血統上の関係の有無で原住民身分を左右しようとする今回の判決文の趣旨に問題はないか、（6）原住民の将来に与える影響はどうか、例えば今後血統のみに頼って原住民身分を取得したものの、原住民コミュニティと関わらない者が出てき

## 第二天的問題と評論

在第二天（16日），基於前一天對憲法解釋的討論和見解，落合研一教授、宮岡真央子教授和筆者松岡格提出了問題和評論，由林修澈先生和黄季平先生回答。

落合研一先生（北海道大學）的評論，根據前日的一日觀點，從法學角度指出了大法官判決的趨勢。關於第4號判決，判決文件明確區分了「自由權」和「社會權」，將原住民的身份獲得視為涉及自由權的事項，並將對此所施加的限制視為侵犯自由權的嚴格違憲理由。在第17號判決中，也討論了這一點，嚴格區分了「自由權」和「社會權」的保障，並繼續遵循嚴格審查「自由權」，寬鬆審查「社會權」的一般趨勢，並將確立的身份所伴隨的權利利益排除在審理範圍之外。此外，這些判決確實提及了原住民不僅作為個人的身份認證，還涉及到作為一個集體的權利。憲法法院也認為，將原住民族視為一個集體的存在，是個人身份認證的前提。

宮岡真央子教授（福岡大學）提出了六個問題和一個評論。問題包括：1.判決中提到的「原住民身分認同性」是什麼意思？是指原住民的「身分認同性」，還是對原住民身分的「認同性」？這是否會改變其意義？2.原住民身分是否為「自然事實」？如果有血統上的關係，是否就能認定為原住民身分？3「原住民身分認同性」的根據是什麼？它與個人和集體之間有何強烈關聯？4.應如何看待個人的「原住民身分認同性」與其所屬集團的關係？5.誰有資格決定誰是原住民？該判決是否因試圖以血統關係影響原住民身分認定而有問題？6.對原住民的未來有何影響？例如，如果未來有人僅憑血統獲得原住民身分，卻不與原住民社群互動，可能會出

た場合、どの民族にもアイデンティファイしない原住民が出現することがあり得る。その影響をどのように考えるのか、という、以上6点の質問が出された。

またこれに加えて、父系氏族社会のツォウ族においては「姓」（または家名）が重要な社会的役割を果たしており、また漢族式姓（漢姓）はツォウ族の氏族とある程度の対応関係があり、漢姓を知れば、氏族関係、家族関係を知ることができ、したがって姓が家族関係や民族関係における認識的境界線として機能している。ツォウ族以外にも、サイシャット族、ブヌン族、サアロア族、カナカナブ族などでも同様の状況が見られる。原住民は漢族式姓名を用いて70年以上となっており、70年の伝統があるとも言える。したがって漢姓の重要性も軽視することができない、という見解を述べられた。

最後に筆者（松岡格・獨協大学）から主に第4号判決に関して、違憲判決からわかることと、それに対する見解に分けてコメントを行った。

まず判決文から読み取れるのは（1）裁判所がこの判決において重視しているのは国民の平等（男女平等、種族平等、民族平等）であること、（2）原住民の身分認定には血統と自己認識があればよい、言い換えれば文化に関わる条件の設定は不要、というの身分認定の簡素化、ある種の単純化を提言する内容となっている、ととらえることができることである。逆に最後まで疑問として残ったのは「認同権」とは何か、という点である。

今回の違憲判決に対しては（1）原住民政策を支えるロジックとしてはアファーマティブ・アクションに関わる構造的弱者、あるいは権益の被剥奪者の救済・補償と、（2）先住者に対する敬意、優先権の認定（先占の論理）が考えられるが、いずれにおいても、誰がその対象となるのか、という点に関わる認定基準の正当性に疑問符がつく場合、それによって支えられている政策の正当性が低下し、全体と



参加者集合写真。(落合研一提供)  
参加者集合照片。(落合研一提供)

現不屬於任何民族の原住民。這種影響應如何看待？

這些問題涉及原住民身分認同、法律認定及其對社群的長遠影響等方面。

此外，在父系宗族社會的鄒族中，「姓氏」（或家名）扮演著重要的社會角色，漢族的姓氏與鄒族的宗族有一定的對應關係，通過了解漢姓，可以得知宗族關係、家庭關係，因此姓氏在家庭關係和民族關係中充當了認知上的邊界線。賽夏族、布農族、拉阿魯哇族、卡那卡那富族等也有類似情況。原住民使用漢族式姓名已超過70年，也可以說有70年的歷史。因此，也不能忽視漢姓的重要性。

最後，筆者（松岡格・獨協大學）針對主要是第4號判決進行了分為從違憲判決中可以了解到的內容和對此的見解兩部分的評論。

首先，反復閱讀判決書顯示，（1）法院在此判決中重視的是國民的平等（包括男女平等、種族平等、民族平等），（2）關於原住民身分認定，只需有血統和自我認識

して原住民社会が不利益を蒙る懸念があることを憂慮している、ということ述べた。

またこれに加えて、憲法（増修条文）が保護を明記している原住民族文化を支える法規は具体的には何なのか、原住民族基本法、原住民身分法、原住民族教育法いずれなのか、という質問を提起した。

### 問題・コメント・応答

以上のような3者からの質問・コメントと、それに対する林氏・黄氏からの応答を通じて明らかになったのは次のことであると思われる。

（1）あらためて裁判官による司法判断と、台湾原住民社会や身分認定、民族認定に関わる実務者や人類学者の立場、関心が異なっていることが確認された。台湾の裁判制度や裁判官の任命者に関わる制度的特徴はあるものの、今回の判決で大法官は、裁判官としての一般的な職責・職分を果たしていると考えられる。裁判で登場する身分や集団、民族などに関する概念などは、その限りにおいて議論の対象になっているに過ぎない。一方では今回議題となった身分や民族概念などは裁判の場を離れて今後社会に認識、議論されていくわけであり、その意味では裁判や判決内における概念と、その外部における概念やそれをめぐる議論は別物ととらえることもできる。裁判所としては、法学的理論枠組みの中での一定の結論を示したのみで、その先に干渉・介入する意図はあまりないと思われる。しかし一方で、今回の判決結果とその影響が身分や民族に対する認識に波紋を投げかけたことも確かだ、その意味では今回の司法判断が社会に与える影響については引き続き注視・議論していくべきではないか、と思われる。

（2）もう一つ今回のワークショップにおける質疑応答を通して明らかになったのは、「身分法」が姓名に関する条件を設定することで実質的に原住民族文化保護を支える法規の一つとなってきたこと、また今回の判決では原住民族の文化継承を重要な公益と認める一方で、現状ではその公益を保障する制度が不明瞭なこと、むしろ、原住民族文化の継

即可、換言之、不需要設定與文化相關的條件，這似乎是在提倡簡化身分認定過程。然而，最終仍然存疑的是「認同權」是什麼。

對於這次的違憲判決，提到了（1）支撐原住民政策的邏輯包括針對結構性弱者或被剝奪權益者的救濟和補償的積極行動，以及（2）對先住者的尊重和優先權的認定。但無論哪種情況，如果對於誰應該是這些政策的對象的認定標準的合理性產生疑問，那麼該政策的正當性可能會下降，從而使整個原住民社會遭受不利。

此外，還提出了問題，即憲法保護的原住民族文化所依賴的具體法規是什麼，是否為原住民族基本法、原住民身分法、或原住民族教育法。

### 問題・評論・回應

從三方的問題與評論，以及林教授與黃教授的回應中，我們可以明白以下幾點：

（1）確認了法官的司法判斷與台灣原住民社會、身分認證和民族認證相關的從業人員或人類學家的立場和興趣存在差異。雖然台灣的司法制度和法官任命有其制度性特點，但這次的判決顯示法官履行了他們的一般職責。這意味著裁判中出現的身分、集團、民族等概念僅限於討論範疇。另一方面，這些概念將在社會上被識別和討論，這意味著裁判和判決中的概念與其外部的概念及討論是不同的。法院只是在法學理論框架內提出了一個結論，而沒有進一步的干預或介入的意圖。然而，這次判決及其影響確實對身分和民族的認識產生了波動，這意味著我們應該繼續討論司法判斷的社會影響。

（2）從這次工作坊的問答中，另一個顯著發現是原住民身分法通過設定與姓名相關的條件，實質上成為了支援原住民族文化保

承を支える法規を立法するか、あるいは既存の法規の中にそれについて示した法規を組み込むことが要請されるのかもしれない、ということである。

以上、簡単に今回のワークショップの内容を示したが、台湾原住民の身分に関わる問題について充実した情報・意見交換、議論の場となった。改めて来日された林教授、黄教授、に厚く御礼を申し上げる次第である。

### 付随する2点の説明

i 今回のワークショップは、JSPS科研費「戦後台湾における原住民族への身分・権利の付与：可視化データ継承・再活用の研究」21K12409、代表者：松岡格）の主催、JSPS科研費「台湾「原住民運動」前史の生活世界の変容と実践：写真アーカイブスによる人類学的探究」19H01397、代表者：宮岡真央子）の共催で行われた。

ii 第4号判決では15名の大法官の意見が割れた（同意10名、不同意5名。また不同意意見書2件が提出された。）のに対して、第17号判決では15名の意見が一致した形で判決が下される、など審議、判決の具体的状況の違いが見られた。

#### 作者簡介



#### 松岡 格

獨協大学国際教養学部教授。博士（学術、東京大学）。主な著作に『台湾原住民族社会の地方化』（研文出版、2012）がある。論文多数。

#### 松岡 格

日本獨協大學國際教養學部教授。東京大學博士。研究著作有《蕃地統治與山地行政》（台大出版中心，2018）等。

護的重要規定之一。此外，這次的判決承認原住民文化繼承作為重要的公共利益，但由於保障該公共利益的現有制度不明確，因此可能需要進行立法以支持原住民族文化的繼承，或將相關條款納入現行法規中。

以上簡要介紹了這次工作坊的內容，它成為了討論台灣原住民身分問題的一個豐富的資訊和意見交換平台。我們要再次深深感謝來訪的林教授和黄教授。

### 附帶兩點說明

i 這次工作坊是由JSPS科研費資助的「戰後台灣對原住民族的身分與權利賦予：可視化數據繼承與再活用研究」（編號21K12409，代表人：松岡格）主辦，以及「台灣『原住民運動』前史的生活世界變遷與實踐：透過照片檔案的人類學探究」（編號19H01397，代表人：宮岡真央子）共同主辦。

ii 在・第4號判決中，15名大法官的意見出現分歧（10名同意，5名不同意，並提交了2份不同意見書）。相比之下，第17號判決則是15名法官一致同意的形式作出判決，顯示了審議和判決過程中具體情況的差異。



## 手機掃描QR CODE 填寫「讀者回函」

歡迎您上網提供對本刊的具體建議，以做為未來編輯參考。

感謝您閱讀本期《原教界》。本刊是台灣原住民族教育的唯一雜誌，內容涵蓋原住民族教育之最新情報、政策評論、校園報導、會議訊息、新書評介等，為原住民族教育工作者及研究者提供新知識與新趨勢，已發行19年共115期，並已全文上網（查「政大・原住民族研究中心」或「ALCD」）。